

6 避難誘導

避難誘導については、次のとおりに行う。

(1) 避難場所

避難場所は下表のとおりとする。ただし、悪天候の中の避難や夜間の避難はリスクも伴うものから、気象情報や市からの情報・収集に努め、早めの避難対策を講じる。

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路については、「避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

	名称	移動距離	移動手段
避難場所	介護老人保健施設 「長生院」	(1.2)km	車両(8)台
	養護老人ホーム 「高松ホーム」	(1.6)km	車両(8)台
屋内安全確保	長寿荘 けやきデイサービス		

8 防災教育及び訓練の実施

- (1) 毎年4月に新規採用職員を対象に社会福祉法人伸生福祉会防災計画に基づき、「火災対策」「風水害対策」「地震対策」「原発事故対策」等について、研修会に位置付けながら防災教育及び訓練を実施する。
- (2) 毎年9月又は10月に全職員・長寿荘防災協力隊等を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) その他、年間教育及び訓練計画を毎年4月に作成する。

9 自衛水防組織の業務に関する事項

- (1) 別添水防「自衛水防組織活動要綱」に基づき、自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下の通り訓練を実施するものとする。
 - ① 毎年 4 月に新たな自衛水防組織の構成員となった職員を対象として研修を実施する。
 - ② 毎年 10 月に行う全職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告
自衛水防組織、または組織を変更したときは、水防法 15 条の 3 第 2 項に基づき、遅滞なく当該計画を南相馬市長へ報告する。